



企業の税問題をサポートするためのResolution63の発行

2014年8月25日付で政府は企業の税問題をサポートするためResolution63/NQ-CPを発行しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 可決された事項

法人所得税 (CIT)

- ・ 当初の投資ライセンスが法人税優遇の対象になっており、追加投資が、当初投資ライセンスの申請書類において記載された投資額、投資フェーズ及び投資スケジュールの範囲内で行われたとみなされる場合には、当該追加投資についても当初の法人税優遇が適用されます。ただし、2014年1月1日より前に当初の投資ライセンスの認可を受けた場合、当該法人税優遇は2014年1月1日からの残余期間に対して適用されます（2014年1月1日より前に遡及適用はされません）。
- ・ 2009年から2013年の間に法人税優遇の対象となっている企業が、製造・事業活動のために追加購入した固定資産（機械、設備等）から生じている収益についても、法人税優遇の対象になります。ただし、遡及適用はされません。
- ・ 法人税優遇が適用される工業団地には、2009年1月以降に設立された特別都市、中央の都市レベル I、省の都市レベル I に所在する工業団地も含まれます。
- ・ 従業員のための福利厚生費について正規のインボイスその他の証憑の具備があれば、従業員の1ヶ月の平均給与を上限に損金算入可能となります。
- ・ 四半期ごとのCIT予定納税額の合計額が確定税額を20%以上下回る場合、下回った額に対して、申告年度の12月31日から納税する日までの日数に応じた遅延利息が追徴されます。



付加価値税 (VAT)

- ・ 輸入総額が1,000億VNDを超えるような投資プロジェクトの固定資産を構成する機械及び設備の輸入の場合、60日の輸入VAT納税猶予が認められます。
- ・ 契約に基づく支払期限が到来していないことにより、銀行の支払証憑がまだ無い場合にも、仕入VAT控除が認められます。
- ・ 年間売上高が500億VND未満（旧規定では200億VND）の企業はVAT四半期申告の対象になります。

個人所得税 (PIT)

- ・ 個人の不動産譲渡所得に係る納税に際しては、取引ごとに、課税所得の25%又は譲渡価額の2%のいずれかの税率を選択することができます。
- ・ 個人の証券譲渡所得に係る納税に際しては、年間の証券譲渡所得の20%（年度末確定申告必要）又は取引ごとに譲渡価額の0.1%のいずれかの税率を選択することができます。
- ・ 法人による所得税額が源泉された保険代理人、宝くじ代理人又はマルチ商法の販売員は確定申告が不要になります。
- ・ 工業団地、経済特区、社会的・経済的に困難あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域で働いている従業員に対して雇用者が無料提供する寮舎の現物支給は、PITが非課税になります。

その他の事項

- ・ 政府は投資優遇分野に該当する教育、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野の社会的事業に関する形態、規模、要件のリストを追加で発行する予定です。
- ・ 財政省は、強制保険の納付にかかる時間を50%以上短縮するため、ベトナム社会保険との連携を強化しています。

政府はResolution 63で決定された事項の施行に関する Decreeを追って発行します。



2. 国会が検討しているその他の提案

法人所得税 (CIT)

- ・ ライセンス発行時の規定に基づいた税優遇を引続き適用するか、又は、新規定に基づいた税優遇（要件を満たせば）を残余期間に適用するか、いずれかを企業が選択適用できる権利を検討しています。
- ・ 投資優遇分野に該当する裾野産業への新規投資及び拡大投資プロジェクトに対するCIT税優遇措置を検討しています。政府は裾野産業の製品リストを発行する予定です。
- ・ 投資額が12兆VND以上かつライセンス発行後5年間以内に払込完了した大規模生産プロジェクト（特別消費税の対象になる製品の生産プロジェクト及び鉱業採掘プロジェクトを除く）に対するCIT税優遇措置を検討しています。
- ・ 労働者300人以上を雇用し、且つ労働者の作物を買い上げる農業企業に対して、2014年度及び2015年度の税率を20%、2016年1月1日以後の税率を17%とすることが検討されています。
- ・ 損金算入可能な販売促進費用の15%の限度を広告費用のみに適用することが検討されています。
- ・ ベトナム企業が海外投資により得た所得をベトナムへ送金する際に、免税、減税の対象にすることが検討されています。首相は施行ガイダンスを発行する予定です。

付加価値税 (VAT)

教育、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野の社会的事業に関する固定資産の仕入VATを控除又は還付申請可能とすることが検討されています。

その他の提案

企業の原因によらない外部要因で、企業が2014年12月31日前に追徴税額を納税した場合、2013年7月1日までに発生した遅延利息を免除することが検討されています。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

-谷中 靖久
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

-古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

-松本 摩耶子
公認会計士(日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi.

T: +84 4 3946 1600

F: +84 4 3946 1601

E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 金岡 秀浩
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

- 田村 陽一
公認会計士(日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

T: +84 8 3821 9266

F: +84 8 3821 9267

E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172
中谷 剛之 シニアマネージャー

T: +81 3354 8805

F: +81 3354 8815

E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048
桂木 茂 パートナー

T: +81 6 7731 1000

F: +81 6 7731 1011

E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com